

平成 28 年 9 月 28 日

一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする

男性従業員・・・計画期間中に 1 人以上の取得、または子の看護休暇の取得

女性従業員・・・取得率 90%以上の現状を保つ

(対策)

- 平成 28 年 10 月～ 制度に関する資料、パンフレット等を作成する。
- 平成 29 年 1 月～ 社内イントラネット上に掲示し、対象となる従業員について取得しやすい環境をつくる。

目標 2：休暇の取得促進

(対策)

- 平成 29 年 1 月～ 年次有給休暇の時間単位の取得ができるようにする。
- 平成 29 年 1 月～ 子の看護休暇についても時間単位の取得ができるようにする。
- 平成 29 年 1 月～ 各部署の年次有給休暇取得率を共有し、取得率向上を促す。

目標 3：毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、ワークライフバランスを推進する。

(対策)

- 平成 28 年 10 月～ 毎週水曜日に従業員への周知を徹底し、業務終了後は速やかに帰宅するよう促す。